

○こうち人づくり広域連合長等の報酬及び費用弁償に関する条例

平成14年12月 1 日

条 例 第 1 5 号

改正 平成19年 2 月13日 条例第 3 号

改正 平成20年10月20日 条例第 3 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する第203条の2の規定に基づき、こうち人づくり広域連合の広域連合長及び副広域連合長（以下「広域連合長等」という。）の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

（報酬及び費用弁償の額）

第 2 条 広域連合長等の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 広域連合長等の費用弁償としての旅費は、こうち人づくり広域連合職員の旅費に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第17号）の規定の例による。

（支給）

第 3 条 新たに広域連合長等になった者にはその月から、退職、解職、失職又は死亡等によりその職を離れた場合には、その月までの報酬を支給する。

2 年額報酬は、月割により毎年度9月及び翌年3月に支給する。

第 4 条 報酬及び費用弁償としての旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、こうち人づくり広域連合職員の例による。

附 則

この条例は、平成14年12月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 2 月13日条例第 3 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年10月20日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後のこうち人づくり広域連合長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成20年 9 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

区 分	報 酬 の 額	
	年 額	
広 域 連 合 長	年 額	50,000円
副 広 域 連 合 長	年 額	40,000円